

# くらしの情報 VOL14

島根県環境生活総務課  
消費とくらしの安全室

その話、  
信じて大丈夫

## 「簡単に儲かる」という<sup>¥</sup>

# 甘い言葉 には罠がいっぱい!!

「スマホを使って誰でもすぐに収入UP!」という在宅ワークのあっせん事業者や、「人に紹介すると簡単に儲かる。」というマルチ商法に勧誘され、トラブルになったという相談が後を絶ちません!

知人に  
健康食品を  
紹介するだけで  
儲かるよ!



あなたなら  
月に130万円は  
稼げますよ!

詳しくは2ページで!

## 少しでも不安を感じたらすぐに相談!



島根県警察  
シンボルマスコット  
みこびーくん

消費者ホットライン 局番なしの **188** (泣き寝入りはイヤヤ!)

※お近くの消費生活センター等につながります。

島根県消費者センター **0852-32-5916**

(松江)

受付時間/日曜~金曜 8:30~17:00 (祝日・年末年始を除く)  
※日曜は電話相談のみで12:00~13:00は休み

島根県消費者センター **0856-23-3657**

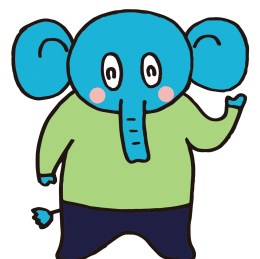
石見地区相談室

(益田)

受付時間/月曜~金曜 8:30~17:00 (祝日・年末年始を除く)  
※12:00~13:00は松江につながります。

警察相談専用電話 **#9110** または **0852-31-9110**

受付時間/月曜~金曜 8:30~17:15  
(土日・祝日・年末年始及び時間外は当直員が対応します。)



島根県消費者センター  
マスコットキャラクター  
たまされないゾウくん

## 在宅ワークとは…

大丈夫かしら？



パソコンやスマートフォンを活用して自宅にいながら仕事をするをいいます。働き方改革の推進やICTの普及もあり職種の幅がとても広がっています。この在宅ワークに便乗した悪質業者に勧誘されるトラブルが増えています。

### 相談事例

インターネットで「経験・年齢・性別不問」「スマホでキャッチフレーズを作成するお仕事」「本業の空き時間に副業」と好条件で在宅ワークができるという広告を見つけた。

試しにやってみたら、「キャッチフレーズの反響が良い。あなたなら月に130万円は稼げる。」等と褒められた。自分にも出来ると思い、登録のために、名前や住所などの必要事項と免許証をメールで送った。

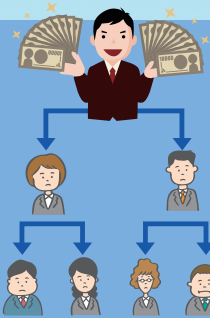
そのあとの説明で「ホームページ作成に50万円必要だが、あなたならすぐに元が取れる。」と言われ振り込んだ。さらに「あなたの作った文章が良くて反響が大きい。サーバーがパンクしそうなので容量アップのために追加費用が必要だ。支払わないと在宅ワークを続けられなくなるし、これまでの報酬を支払えなくなる。」と追加費用を請求された。「返金保証」等もあったので支払ってしまったが不安だ。

### 消費者センターからのアドバイス

◆お金を支払う前に、費用の内訳やその必要性を書面でしっかり確認しましょう。

- ◆多額のお金が必要となることを契約後に言ってきたり、将来の利益を保証したように説明したり、返金保証をうたったりする事業者には十分注意しましょう。
- ◆最初から詐欺的なものも多いようです。報酬規定、保証の前提条件、例外規定などを書面でしっかり確認しましょう。
- ◆免許証などの個人情報を送ると悪用されることがあります。
- ◆業務提供誘引販売（4ページ参照）に該当する場合、契約内容を明らかにした書面を受領した日から20日以内ならクーリング・オフ（契約の解除）が可能です。また、勧誘の際にウソの説明をされ、それを信じて契約の申込みをしたものは取消しが可能です。

## マルチ商法とは…



正式名称は「連鎖販売取引」（ネットワークビジネスとも呼ばれる）。知人から誘われて、「儲かる」などと言われ販売組織に加入し、自らも知り合いを勧誘し組織に誘い入れ、紹介料を稼ぐよう勧められるものです。商品は、サプリメント、投資用DVD、浄水器など多種に及びます。

### 相談事例



大学の友人から「無料エステ」が受けられると誘われ、サロンへ連れて行かれた。肌のお手入れに、その店で売っている化粧品類を使うとよいと言われた。高額なので最初は買う気はなかったが、説得され会員になり、契約をした。さらに知り合いを誘ってその人が会員になると、紹介料が入ってくると聞かされた。しかし、よく考えてみると高額すぎて支払えないし、友人を誘うこともできないので、契約をやめたい。化粧品は一部開封してしまった。

### 消費者センターからのアドバイス

◆トラブルになりやすい販売方法なので、知人からの誘いでもよく考えて決めましょう。

- ◆支払いができず、借金を重ねてしまうケースもあります。また被害者になるだけでなく、人を誘うことで加害者となり、せっかく築いた人間関係を自ら壊すことになりかねません。
- ◆マルチ商法の場合は、契約書面を受け取ってから20日以内であればクーリング・オフができます。
- ◆開封してしまった物については使用分を請求される場合があるので注意しましょう。
- ◆勧誘方法や説明された内容に問題がある場合、また未成年者が契約した場合は、契約の取り消しができる可能性もあります。個別にご相談ください。



# 知っ得! 豆知識



## 特定商取引法

特定商取引法は、**事業者による違法・悪質な勧誘行為等を防止し、消費者の利益を守ることを目的とする法律**です。  
訪問販売等の消費者トラブルが生じやすい取引を対象に、事業者が守るべきルール等を定めています。

Check!

## 特定商取引法の対象となる取引



### ▶ 訪問販売

事業者が消費者宅に訪問して、商品等の販売又は役務の提供の契約をする取引のこと。

キャッチセールス、アポイントメントセールスを含みます。



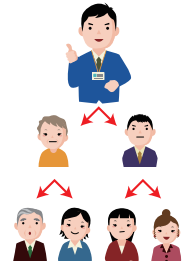
### ▶ 通信販売

事業者が新聞、インターネット等で広告し、郵便、電話等の通信手段により申込みを受ける取引のこと。



### ▶ 連鎖販売取引

個人を販売員として勧誘し、更にその個人に次の販売員の勧誘をさせるかたちで、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の取引のこと。



### ▶ 電話勧誘販売

事業者が電話で勧誘を行い、申込みを受ける取引のこと。電話をいったん切った後、消費者が郵便や電話等によって申込みを行う場合にも該当します。



### ▶ 特定継続役務提供

長期・継続的な役務の提供と、これに対する高額の特価を約する取引のこと。  
現在、エステティックサロン、語学教室など7つの役務が対象とされています。



### ▶ 業務提供誘引販売取引

「仕事を提供するので収入が得られる」という口実で消費者を誘引し、仕事に必要であるとして、商品等を買って金銭負担を負わせる取引のこと。



### ▶ ポイント

特定商取引法が改正され、独り暮らしの高齢者に半年で布団を10組も売るなど、消費者がその日常生活において通常必要とする分量を著しく超える商品の売買契約（過量販売）は解除できるようになりました。

### ▶ ポイント

特定商取引法が改正され、一定の美容医療で、1月超かつ5万円超の契約を締結して行うものが特定継続的役務提供の規制対象に追加されました。  
例:脱毛、皮膚のしわ又はたるみの軽減、歯牙の漂白など

### ▶ 訪問購入

事業者が消費者の自宅等を訪問して、物品の購入を行う取引のこと。



## 行政の規制

違反行為は、業務改善の指示や業務停止命令・業務禁止命令の行政処分、または罰則の対象となります。

- 勧誘開始前に事業者名や勧誘目的であることなどを消費者に告げるように義務付けています。
- 価格・支払い条件等についての不実告知(虚偽の説明)又は故意に告知しないことを禁止したり、消費者を威迫して困惑させたりする勧誘行為を禁止しています。
- 事業者が広告をする際には、重要事項を表示することを義務付け、また、虚偽・誇大な広告を禁止しています。
- 契約締結時等に、重要事項を記載した書面を交付することを事業者が義務付けています。

## 民事ルール

消費者による契約の解除・取り消しなどを認め、事業者による法外な損害賠償請求を制限するなどのルールを定めています。

- 「クーリング・オフ」を認めています。(通信販売を除く)
- 事業者が不実告知や故意の不告知を行った結果、消費者が誤認し、契約の申込みまたはその承諾の意思表示をしたときには、消費者がその意思表示を取り消すことを認めています。
- 消費者が中途解約する際等、事業者が請求できる損害賠償額に上限を設定しています。

# お試しのつもいが定期購入!?

業者と連絡が取れなくなるケースも



## 相談事例

お試し価格で健康食品を注文した。一度限りのはずだったが、定期購入になっていたの、解約しようと思い、電話をしたがつながらない。



インターネット上の広告では、写真やコメントなどが強調され、大切な契約内容を見落としたりすることがあるから十分注意するんだゾウ！中には意図的に小さかったり全くなかったりする場合もあるんだ。

## アドバイス

- 購入をする際は購入条件や解約返品条件、事業者の情報をよく確認しましょう。
- 通信販売には、クーリング・オフ制度の適用がありません。  
※返品についての表示がない場合には、商品を受け取った日から8日以内であれば送料自己負担で返品することができます。
- 契約内容に疑問がある場合やトラブルになった場合は県消費者センターやお住まいの市町村消費生活相談窓口にご相談しましょう。

ネット通販の広告(参考資料)

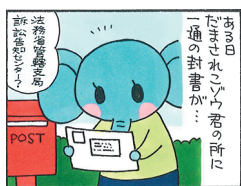
●●コース 初回購入価格

800円 (税抜)

送料無料

# 国の機関から「訴訟通知」のはがきが！

「給料差し押さえ」って本当？



## 相談事例

突然、家族あてに法務省の『民事訴訟管理センター』から「総合消費料金未納訴訟最終通知書」とのはがきが届いた。裁判訴訟取り下げ期限が今日の日付になっており、「至急連絡しなければ訴訟が開始され、給料が差し押さえになる」とし、問合せ窓口の電話番号が書いてあった。



これは、裁判所や法務省など公的機関をかたる詐欺だゾウ!!「至急連絡をとらないと裁判が確定し、給料や不動産などが差し押さえられる」という内容ですが、法務省の「民事訴訟管理センター」などという機関は存在しません。

## アドバイス

- 「法的措置」「訴訟通知」「給与や不動産差し押さえ」などと言って慌てさせ、**あの手この手でお金を払わせよう**とします。
- **身に覚えのない通知は無視し、連絡をとらない**でください。不安であれば、県消費者センターや市町村消費生活相談窓口、警察に相談してください。

# 「忙しくて時間が作れない…」 「近くの窓口に相談員がない…」 を解決！ インターネットでご相談いただけます！

島根県消費者センターでは、電話相談・来所相談のほかに、メールによる相談受付や市町村の消費生活相談窓口からの遠隔相談受付を行っており、相談者のライフスタイルや希望に沿った方法でご相談いただけます。



相談したいけど仕事が忙しくて  
日中は相談ができないんだ。



消費生活相談員に相談したいけど近くの  
窓口にはいないのよ。

## メールによる相談受付

パソコンやスマートフォンから  
簡単にご相談いただけます。  
詳しくは、県消費者センター  
ホームページをご覧ください。



## 遠隔相談受付

市町村相談窓口と県消費者センターをイ  
ンターネットで繋ぎ、県相談員に遠隔で  
ご相談いただけます。詳しくは県消費者セン  
ターにお問い合わせください。



## 島根県消費者センターホームページ

検索又はQRコードをご利用ください。

島根県消費者センター

検索



### ▶注意事項

- ・受付した相談に対するメール回答は、1回限りです。
- ・メール相談は24時間受け付けていますが、相談メールの確認は月曜日から金曜日の8時30分から17時に行います。
- ・相談メールの確認後、概ね1日から2日程度（土・日曜、祝日、年末年始を除く）でメールにて回答します。

※その他注意事項は県消費者センターホームページをご覧ください。

- 遠隔相談のできること
  - ・県消費者センター相談員への消費生活相談
  - ・県消費者センターで実施する弁護士相談（毎月第三火曜日/要予約）の利用
- 遠隔相談のできる市町（平成29年度）
  - 安来市（人権施策推進課）、飯南町（住民課）、津和野町（税務住民課）、吉賀町（税務住民課）、隠岐の島町（企画財政課）……計5市町



- ※平成30年5月に江津市（総務課）、海士町（総務課）でも開始します。
- 遠隔相談のようす
  - 県の消費生活相談員が顔を見ながら対応しますので、専門的な内容でも安心してご相談いただけます。

## 消費生活に関する情報提供

島根県消費者センターでは、ホームページや facebook、twitter でインターネットを通じてさまざまな情報を提供



島根県消費者センター ホームページ

検索



島根県消費者センター facebook

検索



だまされないゾウくん Twitter

検索

## 市町村の消費生活・多重債務相談窓口の電話番号

松江市消費・生活相談室	0852-55-5148	雲南市消費生活センター	0854-40-1123	吉賀町税務住民課	0856-77-1113
浜田市消費生活相談室	0855-23-3160	奥出雲町住民課	0854-54-2510	海士町総務課	08514-2-0113
出雲市生活・消費相談センター	0853-21-6682	飯南町住民課	0854-76-2213	西ノ島町総務課	08514-6-0101
益田市消費生活センター	0856-22-2556	川本町町民生活課	0855-72-0632	知夫村総務課	08514-8-2211
大田市人権推進課	0854-83-8039	美郷町住民課	0855-75-1213	隠岐の島町企画財政課	08512-2-8566
安来市人権施策推進課 (消費生活センター)	0854-23-3068	邑南町住民課	0855-95-1114		
江津市総務課行政係	0855-52-2501 (内線 1312)	津和野町税務住民課	0856-74-0059		

この広報の内容に関する  
お問い合わせは

島根県環境生活総務課消費とくらしの安全室  
本誌記事の無断転載はご遠慮ください。転載をご希望の場合は事前にご照会ください。

TEL：0852-22-5103  
FAX：0852-32-5918